

平成30年生駒市教育委員会

第3回定例会 議案

平成30年3月23日

生駒市教育委員会



## 平成30年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	臨時代理につき承認を求めることについて (平成30年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について)	1
議案第6号	生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について	2~4
議案第7号	生駒市学校医の委嘱について	5
議案第8号	平成30年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について	6~9
議案第9号	生駒市教育委員会事務局職員の任免について	10



## 報告第1号

臨時代理につき承認を求めることについて

(平成30年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について)

平成30年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、臨時に代理したから、これを報告し、承認を求める。

平成30年3月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

### 【提出議案】

- ・平成29年度生駒市一般会計補正予算(第5回)(追送)

議案第 6 号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定  
について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市教育委員会事務局組織規則（平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則  
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「所管」を「、所管」に改める。

第 9 条の見出しを「(課課長)」に改め、同条中「主幹」を「課課長」に改め  
る。

第 10 条第 2 項中「所管」を「、所管」に改め、同条第 4 項中「主幹」を「課  
課長」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(主幹)

第 10 条の 2 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「副係長、」を削り、同条中第 2 項を削り、  
第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第13条第4項中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「主幹」を「課課長」に改める。

第3条中「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査」を「主査を置く課にあつては、主査」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、次長不在のときは所管課長が、課長不在のときは所管課課長が、課長及び所管課課長ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は課長補佐不在のときは所管主幹（幼稚園にあつては、副園長。以下この項において同じ。）が、施設長、課長補佐及び所管主幹が不在のときは、所管係長（係のない課にあつては、所管主査）がその事務を代決する。

第4条第4項中「前3項」を「第1項及び第2項」に改める。

第5条第4項中「財政課長」を「財政経営課長」に改める。

第11条の2（見出しを含む。）中「主幹」を「課課長」に改める。

第14条第1項中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「主幹」を「課課長」に改め、同項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 生駒市いじめ防止等対策審議会の委員

(生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項の表」に改める。

第3条の表事務職員の項中「主幹」を「課課長」に改め、「副館長」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事」を削り、同表技術職員の項中「主幹」を「課課長」に改め、「副館長」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事、副技師」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第7号

生駒市学校医の委嘱について

生駒市学校医に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日

生駒市教育委員会

教育長 中田好昭

記

委嘱：平成30年4月1日付（任期：平成31年3月31日まで）

職名	推薦団体	氏名	学校名
学校医	生駒市医師会	中矢 雅治	壺分小学校 俵口幼稚園

議案第 8 号

平成 3 0 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について

平成 3 0 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

## 平成30年度社会教育基本方針及び重点目標

### 1 生駒市教育大綱の策定について

すべての地方公共団体で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、その地方の教育行政の基本的方針となる教育大綱を定めることとなり、生駒市においても平成28年6月に「生駒市教育大綱」を策定しました。

この教育大綱は、「基本理念」と「基本方針」で構成され、基本理念を「『遊ぼう』『学ぼう』『生きよう』みんなでいこまを楽しもう」としています。

基本方針では3つの方針を示し、基本方針1では、「子育て・就学前教育」として、「子育てを楽しめる地域づくり」、基本方針2では、「学校教育」として、「21世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり」としています。

そして、基本方針3では、「生涯学習」の分野の基本方針として、「すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり」とし、その取組の方向性を、

- 1 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり
  - 2 文化・伝統・芸術を通じた、より豊かなまちの実現
  - 3 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展
  - 4 すべての人が楽しく安心して成長できる機会の確保
- としています。

さらに、この教育大綱の基本理念と基本方針に基づく具体的な事業・施策を整理し、4年間で重点的に取り組むべき内容を「アクションプラン」として設定しています。

教育大綱及びアクションプランの内容を踏まえ、社会教育委員会議での審議・検討を経て、次のとおり、社会教育基本方針及び重点目標を定めました。

## 2 社会教育基本方針の設定

平成 28 年度第 2 回社会教育委員会議（H28.8.2 開催）において審議・検討を行った結果、今後の社会教育基本方針を教育大綱の基本方針 3「すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり」としました。

（考え方）

教育大綱は、社会教育も包括する教育行政の基本方針であり、教育大綱との整合性を保ち、実効性を高めるため、生涯学習にかかる基本方針 3 を社会教育基本方針とするものです。

## 3 重点目標の設定

教育大綱アクションプランを参考にしながら、教育大綱の「基本方針 3」の 4 つの方向性に基づき、各年度の重点目標を設定し、さらに、重点目標に対応する具体的な事業内容も併記した作表形式で作成することとしました。

（設定経緯）

平成 29 年度第 2 回社会教育委員会議（H30.2.22 開催）で重点目標に関する検討・審議を行った結果、平成 30 年度の重点目標を設定いたしました。

平成30年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標

基本方針 全てのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり

		重点目標	具体的な事業(H30年度予定事業)	教育大綱 アクション プラン
1	人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり	「人を通して本を知る。本を通して人を知る」をキャッチフレーズとするビブリオバトル開催により図書館を本を通じて語りあう場とするとともに、自ら本を選ぶ力や語る力を育み中学生の読書活動を推進します。	・ビブリオバトル市内中学生大会の開催 ・ビブリオバトル全国大会の開催	○
		「図書館とまちづくりワークショップ」における提案をもとに、市民との連携や「協創」により、「人と本、人と人をつなぐ図書館」の実現を目指します。	・「お茶会@北分館×茶釜のふるさと」開催 ・「本棚のWA」 ・「(仮)まちかど図書館」開催	○
2	文化・伝統・芸術を通じた、より豊かなまちの実現	市民の生涯学習活動の拠点となる生涯学習施設を安全、快適に、そして気軽に利用できるよう、環境整備の向上を図ります。	・たけまるホール空調和機修繕 ・図書館空調設備改修工事 ・利用者の利便性に配慮した管理運営	
		芸術、文化、伝統の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援するとともに、「音楽のまち生駒」を市民主体で推進し、人とのつながりや輪が広がる取組を推進します。	・市民文化祭・作品展・ジュニアアートフェスタ ・小学生向け茶道体験事業 ・「市民みんなで創る音楽祭」の開催 ・市民吹奏楽団による事業の実施 （「生駒市民吹奏楽団演奏会」、「Oオから楽しめるファミリーコンサート」、「いこま吹奏楽の日」）	○
		子どもからシニアに至る幅広い世代が郷土の歴史・文化について気軽に学べる機会を提供し、郷土愛の醸成に努めるとともに、文化財の保存活用や文化遺産の継承に努めます。	・生駒ふるさとミュージアムの講座やイベント等による郷土学習 ・収蔵資料の展示等による郷土の歴史文化の発信 ・指定文化財の保存修理、管理等の実施 ・市民との協働による歴史文化の普及促進（ワークショップの開催）	
3	「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展	地域に根ざした多種多様な活動を展開していけるよう、市内の総合型地域スポーツクラブの育成強化を支援するとともに、新たなクラブの設立に向け、情報提供や人材育成などの条件整備を進めます。	・活動内容の周知啓発 ・運営に関する助言や施設使用等における支援 ・生駒市総合型地域スポーツクラブ連携会議の開催 ・新規クラブ設立に向けた協力、支援	○
		障がいのある人が、障がいの種別や程度にかかわらず、スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図ります。	・障がい者スポーツの活動支援 ・障がい児のスポーツ活動による発育の支援	○
		スポーツに憧れや夢を抱けるように、メダリストやトップアスリートなどを招き、スポーツ教室や講演会を開催し、有名スポーツ選手とふれあうことができる機会をつくります。	・トップアスリート連携事業	○
4	すべての人が楽しく安心して成長できる機会の確保	ニート、ひきこもり等、困難を抱える子どもや若者への支援の充実を図るとともに、学校を核とした地域力の強化に向け、学校・家庭・地域とが連携した家庭教育の充実にも努めます。	・「子ども・若者総合相談窓口」(ユースネットいこま)の運営 ・「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の運営 ・家庭教育支援チームによる事業の展開	○
		高齢化が急速に進む本市において、高齢者の学習意欲を引き出すとともに、地域で活躍し、まちづくりに貢献できる人材育成のための取組を充実します。	・寿大学学生、卒業生による社会貢献を目的とした組織の構築	○
		グローバル化など、社会の多様化が進む中、障がいの有無や国籍、性別、年齢などの個々の違いや多様性を認め合い、人権感覚を養う環境を整備します。	・ユニバーサルキャンプ in 生駒の開催	○
		ライフステージを通して、個々のケースに応じて楽しみながら学び合う機会を増やし、市民の生涯学習をまちづくりにもつなげる学習活動を支援します。	・まちづくり人材バンクの登録及び活用の促進 ・市民主体の実行委員会による「IKOMAサマーセミナー」の開催	○

議案第 9 号

生駒市教育委員会事務局職員の任免について

生駒市教育委員会事務局職員の任免について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月法律第 162 号）第 18 条第 7 項の規定により、別紙のとおり、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 23 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

